

水道工事共通仕様書 施工管理編 1. 水道工事施工管理基準

出来形管理基準及び規格値（見え消し）

【管布設工事】

工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
管防護工 (コンクリート) (砕石基礎工) (均しコンクリート)	幅	W	-30		●全ヶ所測定 ●体積は設計値以上とする。	<p style="text-align: center;">GL</p> <p style="text-align: center;">H</p> <p style="text-align: center;">h2</p> <p style="text-align: center;">h3</p> <p style="text-align: center;">h1</p> <p style="text-align: center;">W</p>	
	高さ	h1					
	辺長						
	土被り		-20				
	管天～防の天端			h3			
	基礎	辺長		設計値以上			
厚さ		-30					

※Hが設計値より小さい場合は、コンクリートの大きさについて発注者に確認すること。

【管布設工事】 【土木・構造物工事】

工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	-	●幅は、片側延長40m毎に1ヶ所の割とする。 ●厚さは、片側延長100 200m毎に1個の割でコアを採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。		<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000m²以上10,000m²未満</p> <p>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることが出来る。</p>
	幅	-25	-	-			

水道工事共通仕様書 施工管理編 (5. 境界杭の設置要領) 新旧対照表

現行 (令和5年10月版)

境界杭の設置要領

1 設置位置

- (1) 屈折箇所には、必ず設置すること。
- (2) 直線箇所には、境界が明らかになるように 40m以内の間隔で設置すること。~~(p4 境界杭設置位置(2)参照)~~

2 設置時期

境界が不明確な箇所については、隣接地の所有者立会いのうえで、その確定後速やかに設置すること。

3 材質及び形状

- (1) ~~材質は、鉄筋コンクリート製とし、形状は別紙図面~~のとおりとする。
~~(p2 境界杭詳細図参照)~~
- (2) 境界杭は局の支給材料とする。

4 設置図の作成

- (1) 一般平面図に境界線及び杭番号を記入すること。
- (2) 境界座標図に杭番号を記入した図面を作成すること。
- (3) 杭間距離及び屈折部杭の内側角度を記入した図面並びに基準杭が構造物等からオフセットできる図面を作成すること。~~(p4 設置図作成(1)参照)~~
- (4) 境界線が法肩、法下であるかを明確にするため、必要に応じた断面図を作成すること。~~(p4 設置図作成(2)参照)~~

5 設置方法

- (1) 隣接地の境界線の水道局用地側に関係人立会いのうえ、設置すること。
- (2) 地中埋込部には、コンクリートその他で根固めをすること。
- (3) 地上突出部は、原則として 15~30cm の範囲とする。
- (4) 将来、隣接地が盛土されるおそれのある所は、その盛土線まで杭を上げておくこと。~~(p4 境界杭設置位置(3)参照)~~
- (5) 杭頭の矢印の方向は、~~別紙図面~~のとおりとする。~~(p2 境界杭詳細図参照)~~
- (6) コンクリート杭の埋設不可能な場所については、~~境界明示板詳細図~~のとおり~~铸铁~~製明示板又は金属製明示板を設置すること。~~なお、铸铁製明示板の場合は、杭番号を記入した番号プレートを設置すること。~~

改定 (令和6年4月版)

境界杭の設置要領

境界杭及び境界明示板の設置に当たっては、水道工事設計標準図及び以下によることとする。

1 設置位置

- (1) 屈折箇所には、必ず設置すること。
- (2) 直線箇所には、境界が明らかになるように 40m以内の間隔で設置すること。

2 設置時期

境界が不明確な箇所については、隣接地の所有者立会いのうえで、その確定後速やかに設置すること。

3 材質及び形状

- (1) ~~水道工事設計標準図~~のとおりとする。
- (2) 境界杭は局の支給材料とする。

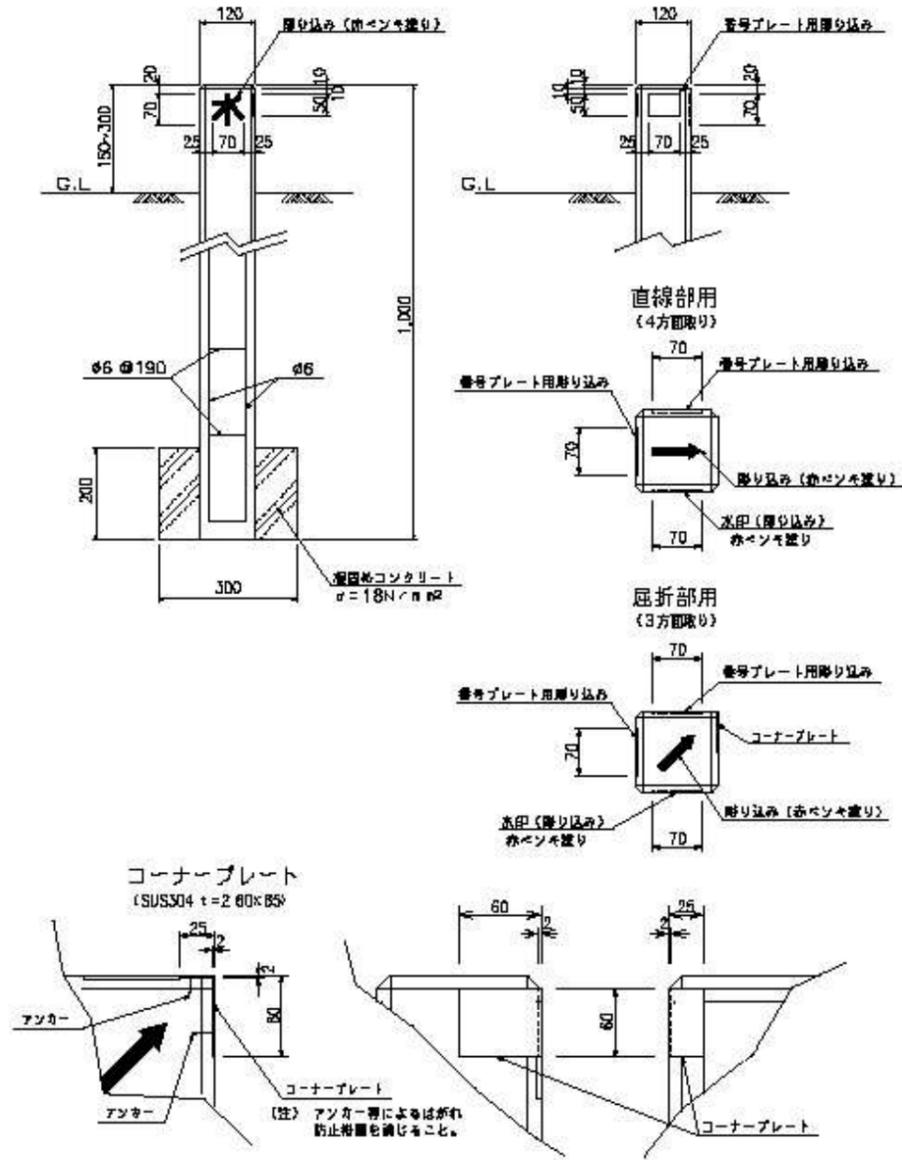
4 設置図の作成

- (1) 一般平面図に境界線及び杭番号を記入すること。
- (2) 境界座標図に杭番号を記入した図面を作成すること。
- (3) 杭間距離及び屈折部杭の内側角度を記入した図面並びに基準杭が構造物等からオフセットできる図面を作成すること。
- (4) 境界線が法肩、法下であるかを明確にするため、必要に応じた断面図を作成すること。

5 設置方法

- (1) 隣接地の境界線の水道局用地側に関係人立会いのうえ、設置すること。
- (2) 地中埋込部には、コンクリートその他で根固めをすること。
- (3) 地上突出部は、原則として 15~30cm の範囲とする。
- (4) 将来、隣接地が盛土されるおそれのある所は、その盛土線まで杭を上げておくこと。
- (5) 杭の番号プレート用彫り込みには、用地内から見えやすい側に番号プレートを設置すること。
- (6) 杭頭の矢印の方向は、~~水道工事設計標準図~~のとおりとする。
- (7) コンクリート杭の埋設不可能な場所については、~~アルミ~~製明示板又は金属製明示板を設置すること。
- (8) ~~アルミ製明示板の設置に当たっては、明示板をボンドで固定した後、ドリルでアンカー穴をあけ、アンカー穴に接着剤を塗布し、オールアンカーを打ち込むこと。~~

境界杭詳細図
(コンクリート製)

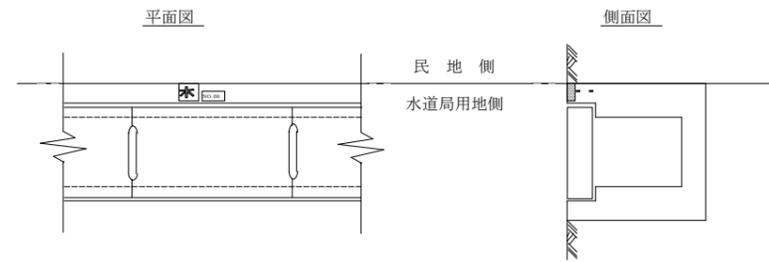


以下削除

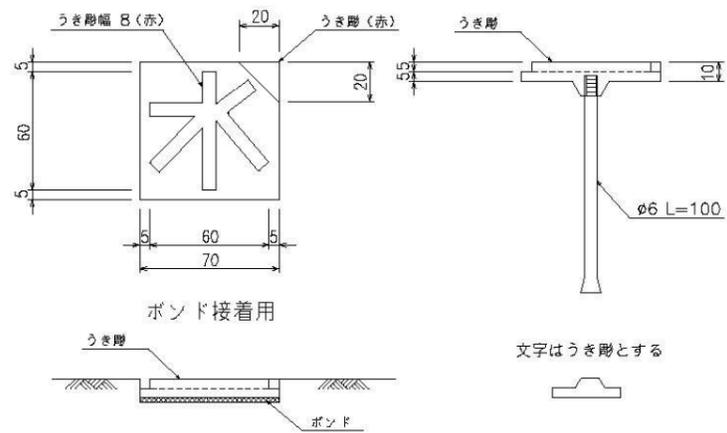
〔注〕 本図面の単位はmm、縮尺はフリーとする。

境界明示板詳細図

铸铁製設置図



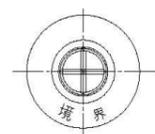
铸铁製明示板



金属製明示板

番号プレート
(アルミ PL65×45) t=3mm

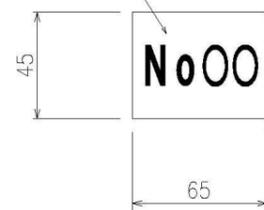
測量用釘フッシャー
アルミ製(φ40×8×φ8)



測量用釘
No. 3

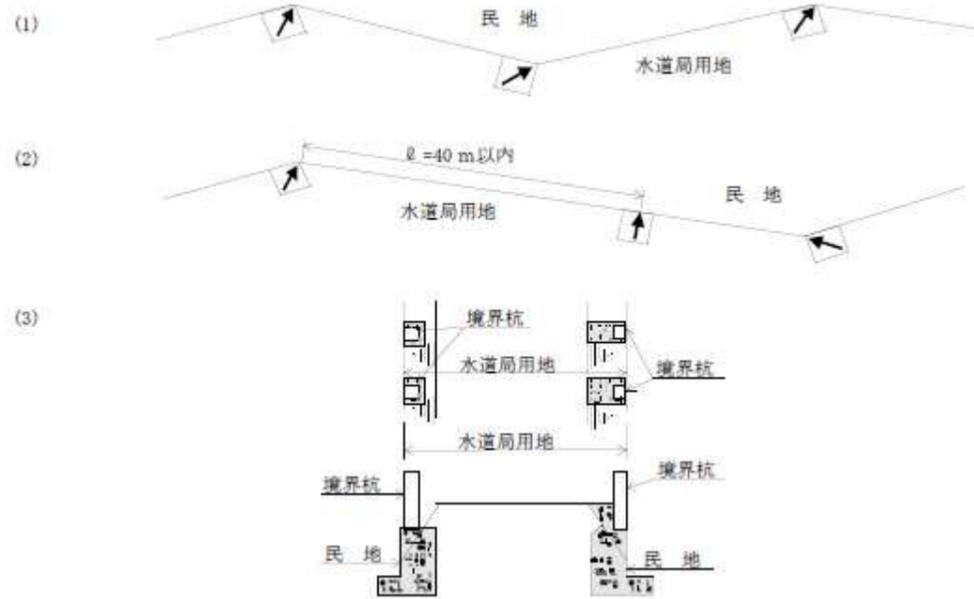


彫込み文字 (赤)

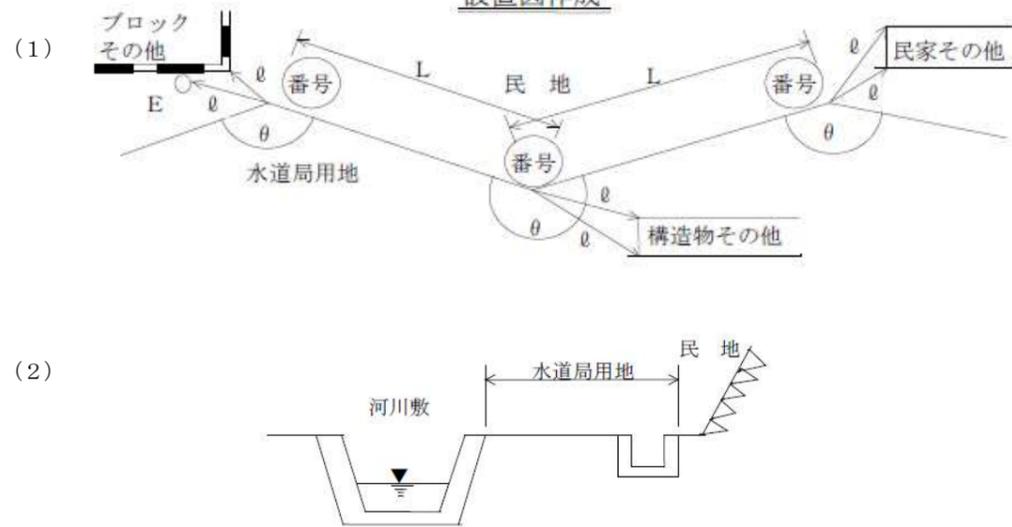


[注] 本図面の単位はmm、縮尺はフリーとする。

境界杭設置位置



設置図作成



[注] 設置図作成に当たっては、各境界点の引照点を原則として設置しなければならない。なお、その選定においては、できるだけ永久的な構造物等としなければならない。